製造後 20 年以内の中古工作機械を「非該当」で輸出する際の
日工会所属企業による測定結果の確認方法及び確認資料についてのご案内

2025 年 5 月 28 日より「工作機械の位置決め精度等の申告値について」の一部を改正する通達改正が行われました。この改正により、国内で使用していた製造後 20 年以内の工作機械を実測後「非該当」で判定し海外へ輸出する場合、精度を測定した結果を当該機械の製造者によって確認を行うこととなりました。

この改正に先立ち、当会では測定した内容の確からしさを確認するための項目を下記の『日工会様式製造者チェックフォーム』にまとめました。

【日工会所属企業による測定結果の確認方法】

日工会所属企業へ測定した結果を確認依頼する場合、右記のフォームを用いて確認いたしますので、経産省が定める資料一式と併せて同フォームを企業へ提出いただきますようお願い致します。

また、個社特有の追加資料や対応を依頼されるケースもございます。その為、測定を行う前に下記の各社問い合わせ先へご連絡頂き、必要な事項を確認頂いた後、手続きを進めていただきますようお願い致します。

日工会様式製造者チェックフォーム

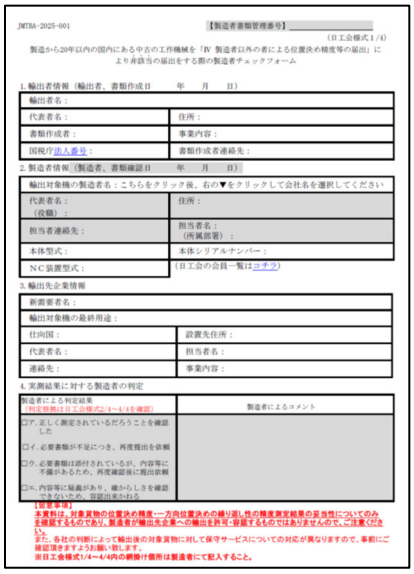
JMTBA-2025-001

【製造者書類管理番号】

（日工会様式 1/4）

製造から20年以内の国内にある中古の工作機械を「IV 製造者以外の者による位置決め精度等の届出」により非該当の届出をする際の製造者チェックフォーム

1.輸出者情報（輸出者、書類作成日　年　月　日）

輸出者名：	
代表者名：	住所：
書類作成者：	事業内容：
国税庁法人番号：	書類作成者連絡先：

2.製造者情報（製造者、書類確認日　年　月　日）

輸出対象機の製造者名：こちらをクリック後、右の▼をクリックして会社名を選択してください	
代表者名：（役職）：	住所：
担当者連絡先：	担当者名：（所属部署）：
本体型式：	本体シリアルナンバー：
NC装置型式：	（日工会の会員一覧はコチラ）

3.輸出先企業情報

新設要者名：	
輸出対象機の最終用途：	
仕向国：	設置先住所：
代表者名：	担当者名：
連絡先：	事業内容：

4.実測結果に対する製造者の判定

製造者による判定結果（判定登録は日工会様式2/4～4/4を確認）	製造者によるコメント
□ア.正しく測定されているだろうことを確認した	
□イ.必要書類が不足につき、再度提出を依頼	
□ウ.必要書類は添付されているが、内容等に不備があるため、再度確認後に提出依頼	
□エ.内容等に疑義があり、確からしさを確認できなかったため、認証出来かねる	

【留意事項】
本資料は、対象貿易の位置決め精度一方向位置決めの繰り返し性の精度測定結果の妥当性についのみを検証するものであり、製造者が輸出先企業への輸出を許可・認証するものではありませんので、ご注意ください。
また、各社の判断によって輸出後の対象貿易に対して保守サービスについての対応が異なりますので、事前にご確認頂きますようお願い致します。
※日工会様式1/4～4/4内の網掛け箇所は製造者にて記入すること。

【日工会所属企業の本件における問い合わせ先一覧】

（コチラをクリックすると一覧をダウンロードできます）

各社対応に時間を要する為、余裕を持ったご相談をお願いします。

画像をクリックするとフォームをダウンロードできます。記入例はコチラ

【測定装置から出力される測定結果の見本】（画像をクリックすると見本をダウンロードできます）

工作機械の実測結果を製造者へ提出する測定データの見本を測定機メーカの二社よりご提供いただきましたので、ご参照ください。

レニショー㈱見本画像

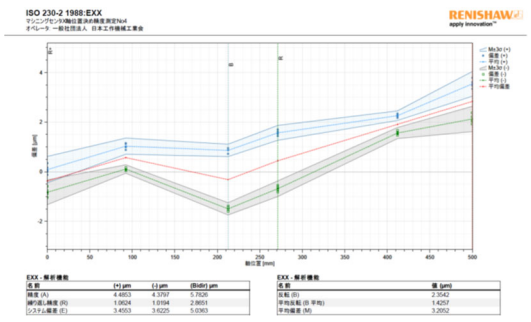

㈱東京精密見本画像

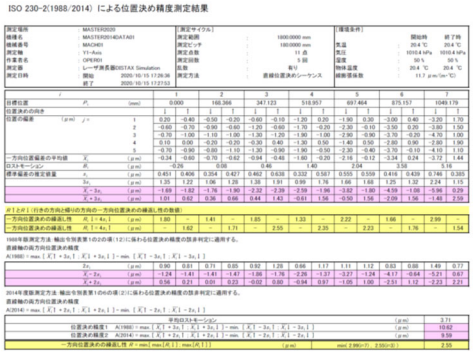

※見本画像以外にも製造者よりデータ提出を求められる場合がございますのでご留意ください。

ご使用の測定装置に関するお問い合わせはメーカへご連絡をお願い致します。

レニショー㈱　japan@renishaw.com　　データ出力用ソフトウェアダウンロードページはコチラ

㈱東京精密　info_distax@accretech.com

以上